

婚姻要件具備証明書

フランス大使館領事部（マーク・アントワン・フロー領事）によって宣言します。

1 - 誰が

姓 :

名 :

生年月日 :

出生地 :

職業 :

住所 :

フランス大使館から届いた
婚姻要件具備証明書通りの
内容（フランス人側）の日本語訳
を記載

誰と婚姻を行う相手

姓 :

名 :

生年月日 :

出生地 :

職業 :

住所 :

フランス大使館から届いた
婚姻要件具備証明書通りの
内容（日本人側）の日本語訳
を記載

2 - フランスの法律で義務付けられている婚姻の公表が 20●●年●月●日から 20●●年●月●日まで
行われたこと。

3 - 民法第 172 条から第 175 条に基づく異議申し立ては行われていないこと。

4 - 私たちの知る限り、計画されている婚姻に法的な障害はないということ。

5 - 将来のフランス人配偶者が、結婚を契約するためにフランスの法律で要求される実質的な条件を満たすこと。

さらに、民法第 171-1 条の規定に従い、次の場合、外国で契約されたフランス人と外国人との婚姻は有効になる
ことを宣言します。

- その国で使用されている形式でとり行われている場合、

- フランス人配偶者が挙行に自ら現れた場合、

- そして、外国人配偶者の個人法によって規定された実質的な条件がある場合、それはフランスの公共秩序に
反するものではありません。

ただし、外国当局によって作成された婚姻証明書は、フランスの身分登録簿（民法第 171-5 条）に転記されてい
ない場合、フランスではその婚姻は無効です。

翻訳した日と翻訳者（自分で翻訳
した場合は自分の氏名）を記載

20●●年●月●日 翻訳 ●●